

学校における予防すべき感染症による出席停止について

学校は集団生活の場であり、学校において予防すべき感染症が発生した場合は、学校保健安全法第19条により、その感染症に罹患した児童・生徒に対して、出席停止の措置をとるよう定められています。

つきましては、以下のとおり、学校で予防すべき感染症の種類と出席停止に関する手続きについてお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 学校において予防すべき感染症の種類

種類	基準	感染症名
第1種	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の「一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。出席停止期間の基準は「治癒するまで」である。	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト 南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア 急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群 （病原体が SARS コロナウィルスに限る）、 鳥インフルエンザ（病原体が A 型インフルエンザで血清亜型 H5N1 に限る）
第2種	空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定している。出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない。	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く） 百日咳 麻疹 風しん 水痘（みずぼうそう） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 結核 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまでである。 なお学校で通常みられないような重大な流行がおこった場合に、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

※医療機関で第1～3種の感染症の診断を受けた場合は学校へご連絡ください。

2. 出席停止期間の基準

種類	感染症名	基準
第1種	(前ページ表記載の感染症)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	(前ページ表記載の感染症)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第2種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない

3. 出席停止の手続きについて

① 連絡

医療機関において上記表に示している疾患に感染、感染の可能性があると診断された場合、速やかに担任へご連絡ください。

※インフルエンザに罹患された場合はA型、B型等の型が判明している場合は合わせて報告してください

② 療養

医師の指示に従い、感染のおそれなくなるまで、自宅療養を行ってください。

出席停止期間は、感染症の種類に応じて規定されていますが、個人差もありますので合併症等が発症しないように十分休養してください。この間は、出席停止扱いとなり欠席にはなりません。

③ 治癒証明書

医師の判断により、感染のおそれなくなりましたら「治癒証明書」を医師に記入していただいでください。

④ 登校

再登校時に「治癒証明書」を担任へ提出してください。

* [「治癒証明書」はこちらよりダウンロード](#)することができます。

学校より郵送することもできますので、連絡する際にお知らせください。

* 「治療証明書」は医療機関で医師に記入していただきますが、医療機関によって文書料が必要な場合があります。この際は自己負担となりますので、ご了承ください。

* 出席停止期間中は、自宅で静養につとめ、友人との接触は避けてください。

また、インフルエンザは容態が急変することもありますので、自宅でお子さまがひとりにならない様にご注意ください。